

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 離島振興法第四条第一項の離島振興計画に基づいて行われる一定の都府県道の改築に関する国の補助の割合の特例を定めるものとする事。  
(第二条第三項関係)

第二 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 この政令は、公布の日から施行するものとする事。

(附則第一条関係)